

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税・都市計画税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、固定資産税・都市計画税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和8年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務
②事務の概要	春日部市(以下「本市」という。)は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税・都市計画税を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税・都市計画税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、本市は、固定資産税・都市計画税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 統合収納管理システム 3. 統合滞納管理システム 4. コンビニ交付システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 春日部市中間サーバー 7. eLTAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)固定資産税賦課ファイル (2)固定資産税収納滞納ファイル (3)電子通知希望申請ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) なし (固定資産税・都市計画税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 資産税課、収納管理課
②所属長の役職名	資産税課長、収納管理課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	資産税課長 芳池 修 収納管理課長 前島 清史	資産税課長 芳池 修 収納管理課長 金井 信之	事後	人事異動に伴う変更
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	資産税課長 芳池 修 収納管理課長 金井 信之	資産税課長 関根 等 収納管理課長 金井 信之	事後	人事異動に伴う変更
令和1年6月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	4. 自動交付機サーバー 6. 中間サーバー	4. コンビニ交付DBサーバー 6. 春日部市中間サーバー	事後	
令和1年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	資産税課長 関根 等 収納管理課長 金井 信之	資産税課長 収納管理課長	事後	「所属長」から「所属長の役職名」に基礎項目評価書の様式変更があったことによる
令和1年6月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市民生活相談課市民相談・情報公開担当	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当	事後	
令和1年6月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民生活相談課市民相談・情報公開担当	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当	事後	
令和1年6月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2014/11/19	2019/4/1	事後	
令和1年6月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2014/11/19	2019/4/1	事後	
令和1年6月14日	評価書名等	固定資産税	固定資産税・都市計画税	事後	
令和1年6月14日	基礎項目評価書の様式変更		IV リスク対策の項目の追加	事後	
令和3年9月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	3. 滞納管理システム 4. コンビニ交付DBサーバー 5. 共通基盤(連携・統合宛名)	3. 滞納整理システム 4. コンビニ交付システム 5. 団体内統合宛名システム	事前	令和3年9月21日にシステム入替のため
令和5年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和7年3月14日	公表日	令和5年3月30日	令和7年3月14日	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	2. 収納管理システム 3. 滞納整理システム	2. 統合収納管理システム 3. 統合滞納管理システム	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (固定資産税・都市計画税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) :なし (固定資産税・都市計画税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(48の項)	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事後	
令和7年3月14日	項目追加		I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	事後	
令和7年3月14日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年3月14日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年3月14日	項目追加		IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	事後	
令和7年3月14日	項目追加		IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	事後	
令和8年2月25日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和8年2月1日	事後	
令和8年2月25日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和8年2月1日	事後	
令和8年7月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 統合収納管理システム 3. 統合滞納管理システム 4. コンビニ交付システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 春日部市中間サーバー	1. 固定資産税システム 2. 統合収納管理システム 3. 統合滞納管理システム 4. コンビニ交付システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 春日部市中間サーバー 7. eLTAxシステム	事前	納税通知書等の事前送付による変更
令和8年7月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)固定資産税賦課ファイル (2)固定資産税収滞納ファイル	(1)固定資産税賦課ファイル (2)固定資産税収滞納ファイル (3)電子通知希望申請ファイル	事前	納税通知書等の事前送付による変更
令和8年7月30日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和8年2月1日	令和8年7月30日	事前	
令和8年7月30日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和8年2月1日	令和8年7月30日	事前	